

令和6年2月28日
危機管理部

世田谷区在宅避難支援事業の検討状況について

1 主旨

各家庭の災害時の備えを支援するとともに、区民の防災意識のさらなる向上を図ることを目的として実施する世田谷区在宅避難支援事業について、令和6年2月7日の本委員会における質疑等を踏まえて検討した結果、以下の実施方法を枠組みとして事業者選定に向けたプロポーザルを行うこととしたので報告する。

2 事業内容

(1) 対象者

令和6年5月1日時点で区内に住居登録をしている区民

※世帯ごとに防災用品のカタログギフトを郵送する。

※DV被害による避難等の事情で、区内に居住しているが住民登録がない世帯についても対象とする。

(2) 付与額

世帯主に対し、世帯人数×3,000ポイント(3,000円相当)を付与

(3) 対象物品

在宅避難や出火防止、初期消火対策に資するもの

(例) 水、食料、携帯トイレ、防災ラジオ、モバイルバッテリー、感震ブレーカー、家具転倒防止器具、カセットガスコンロ等

(4) 申込み

・ハガキ・WEBの併用

・送料の削減のため、申込みは原則として一回までとする。

(5) 問い合わせ対応

・電子メール及び電話により受け付ける。

・コールセンターは原則として午前9時～午後5時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)とし、三者間通話等により英語・中国語・韓国語の問い合わせに対応する。

・電話での問い合わせに係る申込者の利用料金は無料とし、メール送受信に伴う通信料は申込者負担とする。

(6) カタログの構成等

・A4版で50ページ程度とする。

・在宅避難に係る啓発を行うページを4ページ程度含むこととする。

・掲載する商品は、定価ベースで3,000円以上(税込・送料抜)のものを30点以上とする。

(7) 広告収入オプションによる事業費の圧縮

カタログ及びWEB申込みに係るページ上には、区が定める範囲において、事業者が広告を掲載することができることとし、広告による利益が生じた場合は事業者が収入する。

(8) 効果検証

効果検証を目的として、WEBにより申込みを行う方を対象としてアンケートを実施する。

(9) 申込みが困難な方のフォロー等

総合支所等関係所管と連携し、自身での申込みが困難と思われる方の申込み支援等を実施する。

3 広報等

以下のとおり段階的に広報を行う。

時期	実施内容	具体例（想定）
4月～6月	地域における活動・会議等向け周知	・民生委員児童委員協議会 ・町会長会議 等
6月～8月	一般区民向け周知	・区のおしらせ6月15日号1面 ・ホームページ ・区公式SNS ・民間事業者の広報手段 等
8月～	カタログ配付開始	

4 予算

35億9907万7千円

※令和5年度最終補正予算案に計上（令和6年度繰越明許）

5 事業スケジュール（予定）

時期	実施内容
令和6年2月29日	プロポーザル実施公告
3月～4月	プロポーザル実施・事業者選定
4月下旬	委託契約締結
4月～7月	カタログ作成等事業調整
6月初旬	対象者データ抽出
6月15日	区のお知らせ「せたがや」6月15日号広報
8月～9月	カタログ送付・申込み開始（11月末まで）
10月中	申込みのない世帯への勧奨
11月上旬	防災用品発送開始
11月末	申込〆切
令和7年3月末	配送完了